

第
5
章

第1期吹田市障がい児福祉計画

	第4期吹田市障害者計画	第5期吹田市障がい福祉計画	第1期吹田市障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	平成28年度（2016年度）～ 平成38年度（2026年度）	平成30年度（2018年度）～ 平成32年度（2020年度）	平成30年度（2018年度）～ 平成32年度（2020年度）
内容	本市における療育、教育、就労、福祉等の幅広い分野の障がい者施策の基本的な考え方等を定める計画	本市における障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画	本市における障がい児福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画

1 基本的な考え方

障がい児の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の整備を図るとともに、障がいの有無にかかわらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

本市では、平成8年（1996年）6月に「吹田市療育システム検討委員会」を設置し、よりよい療育システムのあり方について検討し構築を進めるなかで、施策の充実と機関連携の促進に努めてまいりました。平成19年（2007年）4月には、一人ひとりの児童の特性に応じた福祉的、教育的及び医療的側面からの総合的な援助を行うとともに、その保護者を支援する拠点施設としてこども支援交流センター（平成24年（2012年）4月にこども発達支援センターに名称変更）を整備し、発達に課題のある児童とその家族の支援に積極的に取り組んできました。

また、平成27年（2015年）3月に策定した第4期吹田市障がい福祉計画に基づき、こども発達支援センターが中心となって障がい児支援の強化と障がい児通所支援サービスの整備を図ってまいりました。

障がい児通所支援サービスは放課後等デイサービスを中心に利用者が増大し、発達に課題のある児童とその家族をとりまく生活環境は大きく変化しています。

「第1期障がい児福祉計画」では、障がい、あるいはその疑いのある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応し、必要な時に必要な支援に着実につないでいけるよう、関係機関と連携体制を強化し、取組を推進してまいります。

また、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年（2015年）4月～平成32年（2020年）3月）とも連携しながら、施策の充実に努めてまいります。

(1) 成果目標と活動指標について

第1期障がい児福祉計画は、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、平成32年度（2020年度）を目標年度として障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、成果目標を達成するため、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの各年度における種別ごとの必要な量（活動指標）を設定します。

《成果目標》

障がい児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

《活動指標》

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重点的な課題

重点課題 1 療育を必要とする児童の早期発見に向けた取組の推進

こども発達支援センターでは、地域支援センターにおいて母子保健を担当する保健センターと連携し、1歳6か月児健康診査事後指導後の早期親子療育としてバンビ親子教室を開室しています。今後は、バンビ親子教室の充実と、子育て支援課やのびのび子育てプラザなど、子育て支援を担当する部局ともさらなる連携をし、あらゆる機会をとおして早期発見と適切な支援につないでいく方策を推進します。

また、早期発見に向けた取組を推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園や吹田市域療育等関係機関連絡会との連携を強化し、療育支援の必要な児童とその家族の把握に努めます。

(検討項目)

- ・ 乳児後期（生後10か月頃）を対象とした親子教室の実施
- ・ 子育て支援コンシェルジュ事業との連携強化
- ・ 吹田市域療育等関係機関連絡会の有機的な連携

重点課題 2 乳幼児期から就学後まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供

療育支援にあたっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、特に小学校就学時にはそれまでの支援が途切れることのないよう、丁寧な引き継ぎや継続支援体制の確保が必要です。

また、就学して初めて支援ニーズがある場合においては、児童への支援とともに、保護者の理解を深めるための支援体制の充実が必要です。今後は、支援機関との関わりや発見時期等により児童やその保護者への支援が不十分にならないよう、あらゆる関係機関と連携し、包括的な支援体制の整備に努めます。

(検討項目)

- ・ 就園・就学児童を対象とした親子教室の充実
- ・ 児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルの活用
- ・ 保護者を対象とした学習会や支援体制の充実
- ・ 吹田市障がい児支援事業者等連絡会との連携強化

重点課題 3 医療的ケアが必要な児童の地域生活支援

医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、こども発達支援センターに医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置をめざします。また、医療型児童発達支援センターや重症心身障がい児を対象とする児童発達支援、放課後等デイサービス等の通所支援及び、訪問型支援の充実に取り組みます。

(検討項目)

- ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
- ・ 医療的ケア児の通所支援、訪問型支援の充実

重点課題 4 児童の発達支援や家族への支援を一体的に提供する相談支援体制の充実・強化

障がい児通所支援サービスの利用は年々増加しており、支援ニーズに沿った適切な利用計画を策定し、必要に応じ家族への支援を含めたきめ細かい支援を提供するためには、障がい児相談支援を実施する事業者の確保とこども発達支援センターによる後方的な支援等、相談支援体制の充実・強化が必要です。

また、児童発達支援や保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の社会資源を適切に提供していくためのコーディネーター機能の強化が必要です。

さらに、保護者が必要な支援サービスを選択できるように、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等の児童をとりまく機関がスムーズに障がい児相談支援につなげていくことも必要です。

(検討項目)

- ・ 相談支援事業者のコーディネーター機能強化に向けた研修、啓発
- ・ 新たな相談支援事業者の参入促進
- ・ 吹田市療育等関係機関連絡会及び吹田市障がい児支援事業者等連絡会との連携強化

② 現行サービス、基盤整備の考え方及び具体的な取組

【現行サービス】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	知的発達に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に通う障がい児に、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与などの支援を提供します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用者に、サービス利用計画書の作成を行うサービスを提供します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

【基盤整備の考え方】

- 障がい児福祉サービスの基盤整備を図り、障がい児とその家族の多様なニーズに対応するためには、求められるサービスを提供する多様な事業者の参入を促進していくことが重要です。
- 身近な地域において、児童の状態に応じた質の高い支援を行うことができるよう、児童発達支援事業所等の療育機関の充実に取り組みます。
- こども発達支援センターを障がい児支援の拠点として、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し、支援ニーズの把握と適切な支援の提供を推進するとともに、療育システム体制のさらなる整備を進めます。

【重点取組】

- 児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス事業者との連携を強化し、情報共有や課題解決に向けた研修を実施する等、療育水準の向上に努めます。
- 障がい児相談支援を実施する事業者の確保及び質の向上のため、こども発達支援センターによる後方支援の充実を図ります。
- 保育所等訪問支援を実施する事業者の参入促進に努めます。
- 多様な支援ニーズに対応していくため、療育システムの再構築を図ります。また、「吹田市子ども・子育て支援事業計画」との円滑な連携に努めます。
- 必要な時に必要な支援に着実につないでいける体制の整備に努めます。

2 障がい児支援の提供体制の整備等（成果目標）

- 児童発達支援センターの設置については、こども発達支援センターが平成24年度（2012年度）に児童発達支援センターとなり、保育所等訪問支援についても平成27年度（2015年度）からこども発達支援センターが実施主体となっています。また、平成29年度（2017年度）に保育所等訪問支援事業所連絡会を設置し、課題の共有・解決方策の検討等を行い、連携強化を図っています。今後も訪問支援がスムーズに実施できるよう、民間事業所とも連携を図りながら支援の充実をめざします。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、現在、市内に3か所の事業所があります。また、医療型児童発達支援センターが2か所あり、未就学児童の療育支援を行っています。今後も重症心身障がい児の支援態勢の整備を進めてまいります。
- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、吹田市域療育等関係機関連絡会を協議の場として位置づけます。この連絡会には吹田市民病院（小児科）や吹田保健所、わかたけ園、吹田療育園、箕面支援学校等、医療的ケア児の療育に関わる機関が参加しており、医療的ケアをテーマとした例会を実施する等、医療的ケア児のための協議を行っています。今後も必要に応じて民間の事業所にも参加を呼びかけ、支援の充実に努めます。

3 障がい児支援の種別ごとの必要見込量（活動指標）

福祉サービス等の種類ごとの各年度における必要な量（活動指標）を設定します。必要量を見込むにあたっての基本的な考え方は国の基本指針及び大阪府の考え方に沿い、各サービスの月間の実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量をサービス見込量として積算することを基本とします。

1) 通所系サービス（月当たりの利用者数、利用量）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
		利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)	利用者 (人)	利用量 (人日)
児童発達支援		373	3,210	448	3,852	537	4,622
医療型児童発達支援		63	742	66	779	69	818
放課後等デイサービス		1,024	7,738	1,228	9,285	1,474	11,142

2) 訪問系サービス（月当たりの訪問回数）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		訪問回数(回)	訪問回数(回)	訪問回数(回)
保育所等訪問支援		5	7	10
居宅訪問型児童発達支援		3	5	8

3) 相談支援（月当たりの利用者数）

項目	年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
		利用者(人)	利用者(人)	利用者(人)
障がい児相談支援		150	170	200

4) 医療的ケア児に対する支援

<p>医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数</p>	<p>吹田市域療育等関係機関連絡会において医療的ケア児支援の ための協議を行うとともに、平成30年度（2018年度）末まで に、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくと も1名配置します</p>
---	--

4 吹田市子ども・子育て支援事業計画（一部抜粋して掲載）

吹田市子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として策定しています。第1期障がい児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

1) 教育・保育の提供量

区域	年度	1号認定 (人)	2号認定 (人)		3号認定 (人)	
			幼稚園利用希望	保育所等		
全 区 域	量の見込み	6,615	490	3,974	3,069	
	提 供 量	既存施設	8,949		3,152	2,295
		広域利用	△501		92	△3
		平成27年度 (2015年度)	△95	45	60	155
		平成28年度 (2016年度)	△102	90	183	339
		平成29年度 (2017年度)	△437	357	177	174
		平成30年度 (2018年度)	△222	60	432	349
		平成31年度 (2019年度)				
		計	△856	552	852	1,017

2) 地域子ども・子育て支援事業の提供量

① 利用者支援事業

事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業。
担 当	のびのび子育てプラザ（基本型）、保育幼稚園室（特定型）、保健センター（母子保健型）
提供区域	3 区域

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み（か所）	4	4	4	4	4
提供施設数（か所）	0	3	4	4	4

② 地域子育て支援拠点事業

事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
担 当	子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室
提供区域	6 区域

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み（人日）	22,160	21,565	21,131	23,749	23,195
提供量（人日）	117,372	117,372	117,372	124,801	124,801
提供施設数（か所）	15	15	15	15	15
【提供体制等】 公立保育所、私立保育所、認定こども園、のびのび子育てプラザ、子育て広場					

③ 妊婦健康診査

事業内容	妊婦ならびに胎児の健康管理を行い、安心・安全な出産ができる体制の確保を目的とした事業。健康診査の内容としては、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施
担 当	保健センター
提供区域	吹田市全域

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の 見込み	人数 (人)	2,937	2,875	2,828	3,282	3,177
	回数 (回)	41,118	40,250	39,592	45,948	44,478
【提供体制等】 府内の協力医療機関、助産院で実施。府外で受診した場合は償還払いで対応						

※ 量の見込みの人数は各年度の0歳の人数（推計児童数）を、回数は各年度の0歳の人数×14回とした。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
担 当	家庭児童相談課
提供区域	吹田市全域

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み (人)		2,937	2,875	2,828	3,282	3,177
【提供体制等】 民生・児童委員、主任児童委員。						

※ 量の見込みは、各年度の0歳の人数（推計児童数）とした。

⑤ 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
担 当	保健センター、家庭児童相談課
提供区域	吹田市全域

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み (人)	375	375	375	441	441
【提供体制等】 保健師、育児支援家庭訪問員					

- ※ 平成 27 年度から平成 29 年度までの量の見込みは、平成 26 年度見込みと同数の人数とした。
- ※ 平成 30 年度、平成 31 年度の量の見込みは、平成 28 年度実績と同数の人数とした。

⑥ 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
担 当	家庭児童相談課
提供区域	吹田市全域

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み (人日)	50	50	50	50	50
【提供体制等】 児童養護施設、乳児院					

- ※ 量の見込みは、平成 24 年度、平成 25 年度の実績を参考に推計した。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
担 当	のびのび子育てプラザ
提供区域	吹田市全域

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み (人日)	5,951	5,951	5,951	4,864	4,864
【提供体制等】 のびのび子育てプラザ					

- ※ 平成 27 年度から平成 29 年度までの量の見込みは、平成 25 年度実績と同数の人数とした。
- ※ 平成 30 年度、平成 31 年度の量の見込みは、平成 28 年度実績と同数の人数とした。

⑧ 一時預かり事業

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
担 当	子育て支援課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室
提供区域	6 区域

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み (人日)	290,782	291,167	292,820	200,494	193,471
提供量 (人日)	128,813	187,203	290,684	185,422	185,142
幼稚園	114,600	171,900	272,601	172,704	172,704
幼稚園以外	14,213	15,303	18,083	12,718	14,198
提供体制					
幼稚園 (実施日数)	100 日	150 日	238 日	235 日	229 日
幼稚園以外	公立保育所、私立保育所、認定こども園、のびのび子育てプラザ、小規模保育施設等				

- ※ 幼稚園 (1 号) の量の見込みは、園児数と利用率等から推計した。
- ※ 幼稚園以外の量の見込みは、ニーズ調査の 2 歳児の家庭類型「フルタイム×専業主婦 (夫)」のニーズ量の 90%とした。

⑨ 延長保育事業

事業内容	保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
担 当	保育幼稚園室
提供区域	3 区域

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み (人)	3,511	3,524	3,519	3,765	3,809
公立保育所	1,389	1,394	1,392	1,367	1,383
私立保育所	2,122	2,130	2,127	2,398	2,426
提供量 (人)	3,306	4,020	4,535	4,037	4,550

※ 平成 27 年度から平成 29 年度までの量の見込みは、平成 25 年度の実績から推計した。

※ 平成 30 年度、平成 31 年度の量の見込みは、平成 28 年度の実績から推計した。

⑩ 病児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
担 当	保育幼稚園室
提供区域	3 区域

病児・病後児対応型

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み（人日）	5,921	5,825	5,780	6,179	6,252
提供量（人日）	3,600	4,800	6,000	6,000	6,000
提供施設数（か所）	3	4	5	5	5

※ 量の見込みは、平成 25 年度のキャンセル率（27.2%）を控除し、推計した。

※ 提供数…1 施設で年間 1,200 人の利用が可能とする。

体調不良児対応型

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み（人日）	11,120	11,360	12,320	11,446	11,268
提供量（人日）	5,360	5,600	6,800	6,407	7,991
提供施設数（か所）	22	23	28	38	47

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容	保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
担 当	放課後子ども育成室
提供区域	36 区域（小学校区）

市全域

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
量の見込み (人)	低学年	2,329	2,379	2,864	3,198	3,474
	高学年	1,065	1,061	821	947	1,043
	合計	3,394	3,440	3,685	4,145	4,517
②提供体制		2,329	2,379	3,236	3,655	3,990

